

民間保険（私的保険）のご加入にあたって

公的保険について

はじめに…

日常生活には、病気やケガなどのリスクがあります。様々なリスクに備えるための手段に「保険」があります。

「保険」には、大きく分けて公的保険と民間保険（私的保険）の2種類があります。

民間保険の加入を検討する際には、この2つの内容を理解したうえで、検討することが大切です。

公的保険とは？

国が運営する保険で、原則として強制加入です。国または地方公共団体などの法律で定められた機関が運営します。

民間保険とは？

民間の保険会社が運営するで、任意加入です。民間保険は、公的保険を補完する役割があります。



公的保険には、たくさんの種類があります。

公的保険(社会保険)の種類

年金(国民年金・厚生年金保険)

年金には、自営業者を対象とする「国民年金」
一般サラリーマン、公務員等を対象とする「厚生
年金保険」があります。

医療保険(国民健康保険・健康保険など)

医療保険には、「国民健康保険」、「健康保険」、
各種の「共済制度」があります。国民健康保険や
健康保険では、療養の給付を受ける際、被保険
者の年齢区分などにより、医療費の1割～3割
を一部負担金として、自己負担します。

医療保険(後期高齢者医療制度)

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を安定
的に支える制度です。対象者は、75歳以上(一
定の障がい状態にある場合は65歳以上)で、医
療費の1割を自己負担します。

公的保険(社会保険)の種類

介護保険

要介護・要支援状態になった場合、要介護・要支援状態に応じて、各種の保険給付が行われます。

雇用保険

労働者が失業した場合に、一定期間、基本手当などを支給する求職者給付が行われるほか、求職活動を援助するための給付が行われます。

労働者災害補償保険

政府労災保険では、労働者の業務上または通勤途上のケガ・疾病・障害・死亡に対して、療養補償給付・休業補償給付・傷害補償給付・遺族補償給付などの給付が行われます。

上記以外の公的保険

医療費助成制度・自立支援医療制度
障がい福祉サービスなど

公的保険と民間保険

公的保険を補完・代替するものが民間保険です

リスク	公的保険制度等	民間保険
ケガ・病気	健康保険・国民健康保険 後期高齢者医療制度 後期療養費制度 傷病手当金 子ども医療費助成制度 指定難病医療費助成制度	傷害保険 医療保険 がん保険など
業務上・通勤途上のケガ・病気	労災保険	労働災害保険など
老齢	老齢年金	個人年金保険など
死亡	遺族年金	死亡保険など
介護・認知症	障害年金 公的介護保険	介護保険 認知症保険など
障害	障害年金 自立支援医療 障害福祉サービス	身体障がい保険 所得補償保険 就業不能保障保険など
失業	雇用保険	

公的保険の保障内容を理解したうえで、
必要に応じた民間保険に加入することが
大切です

もっと詳しく！



主な公的保険の役割について

健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度

私たちや家族が、病気やケガをしたときに、医療費の一部が軽減される制度です。

治療を受けた病院やクリニックなどの医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担が原則1割～3割になります。

高額療養費制度

病院やクリニックなどの医療機関の窓口で支払う医療費が、1か月で上限額を超えた場合、年齢や所得に応じて、超過された部分が払い戻される制度です。

老齢年金

高齢になったときに終身給付を受けることができる制度です。受給期間開始時期は、60歳から75歳までの間で選択ができます。

65歳より早く受給を開始した場合は、年金月額が減額となります。65歳より後に受給を開始した場合は、年金月額は増額となります。